

第1章 民事信託支援業務における 執務指針の必要性

1	はじめに	2
2	民事信託支援業務と司法書士	3
	(1) 民事信託支援業務という名称の由来	3
	(2) 本人訴訟支援と同一の連鎖構造——司法書士の専門家責任	3
	(3) 規則31条のジレンマ	4
	(4) 規則31条業務としての信託監督人	4
	(5) 信託実務を知らない信託の専門家というパラドクスはあり うるか	5
	(6) 司法書士は信託準備だけでなく信託実務の専門家になるべ きだ	6
	(7) 紹介手数料リスク	7
3	民事信託支援業務の執務指針	8
	(1) 執務指針が想定する業務の枠組み	8
	(2) 執務指針の策定に向けての注意点	8

第2章 民事信託支援業務の執務指針

1 定義	12
◎第1条 定義（民事信託）	12
〔図1〕 民事信託	12
◎第2条 定義（家族信託）	13
〔図2-1〕 家族信託	13
〔図2-2〕 家族による信託と家族のための信託	13
◎第3条 定義（認知症対策の信託）	14
〔図3〕 認知症対策の信託	14
◎第4条 定義（家族信託業務）	15
〔図4〕 家族信託業務	15
◎第5条 定義（本人）	16
〔図5〕 本人	16
◎第6条 定義（民事信託支援業務）	16
〔図6〕 民事信託支援業務	17
◎第7条 定義（民事信託組成相談）	17
〔図7〕 民事信託組成相談	17
◎第8条 定義（信託当事者）	18
〔図8〕 信託当事者	18
◎第9条 定義（信託関係者）	19
〔図9〕 信託関係者	19
◎第10条 定義（依頼者）	19
〔図10〕 依頼者	20
◎第11条 定義（受託者支援）	20
〔図11〕 受託者支援	21

目 次

◎第12条 定義（見守り）	21
[図12] 見守り	21
◎第13条 定義（違法行為の助長）	22
[図13] 違法行為の助長	23
2 総 則	24
◎第14条 総則（司法書士会の責任）	24
[図14] 司法書士会の責任	24
◎第15条 総則（信託制度への寄与）	25
[図15] 信託制度への寄与	25
◎第16条 総則（信託組成の支援の使命）	26
[図16] 信託組成の支援の使命	26
◎第17条 総則（信託実務精通義務）	27
[図17] 信託実務精通義務	27
◎第18条 総則（誹謗中傷の禁止）	28
[図18] 誹謗中傷の禁止	28
◎第19条 総則（総合的な配慮）	28
[図19] 総合的な配慮	29
◎第20条 総則（職務の公正）	29
[図20] 職務の公正	30
◎第21条 総則（補助者による処理）	30
[図21] 補助者による処理	30
◎第22条 総則（依頼の趣旨の不適切等）	31
[図22] 依頼の趣旨の不適切等	31
◎第23条 総則（本人保護の実現）	31
[図23] 本人保護の実現	32
◎第24条 総則（利益相反）	32
[図24] 利益相反	32

◎第25条 総則（司法書士の真実確認義務）	33
〔図25〕 司法書士の真実確認義務	33
◎第26条 総則（信託業法の潜脱）	33
〔図26〕 信託業法の潜脱	34
◎第27条 総則（説明義務）	34
〔図27〕 説明義務	35
◎第28条 総則（業務としての法的根拠）	35
〔図28〕 業務としての法的根拠	35
◎第29条 総則（不当誘致の禁止）	36
〔図29〕 不当誘致の禁止	36
◎第30条 総則（人権配慮）	36
〔図30〕 人権配慮	37
◎第31条 総則（意思の尊重と公正）	37
〔図31〕 意思の尊重と公正	37
◎第32条 総則（信託放置の禁止）	38
〔図32〕 信託放置の禁止	38
◎第33条 総則（不正や犯罪の疑い）	39
〔図33〕 不正や犯罪の疑い	39
3 安全配慮義務	41
◎第34条 手続関与としての双方受任の許容と制約	41
〔図34〕 手続関与としての双方受任の許容と制約	42
◎第35条 民事信託支援業務の業務範囲	43
〔図35〕 民事信託支援業務の業務範囲	43
◎第36条 民事信託組成の法的側面に関する相談業務の法的根拠	44
〔図36〕 民事信託組成の法的側面に関する相談業務の法的 根拠	44
◎第37条 誤認を与える助言の禁止	45

目 次

[図37] 誤認を与える助言の禁止／45	
◎第38条 見込みがない民事信託の誘導の禁止	46
[図38] 見込みがない民事信託の誘導の禁止／46	
◎第39条 委託者本人以外からの要請	47
[図39] 委託者本人以外からの要請／47	
◎第40条 委託者以外の親族の主導	48
[図40] 委託者以外の親族の主導／48	
◎第41条 成年後見制度等の利用の助言	48
[図41] 成年後見制度等の利用の助言／49	
◎第42条 任意後見契約等の併用等	49
[図42] 任意後見契約等の併用等／49	
◎第43条 判断能力の減退	50
[図43] 判断能力の減退／50	
◎第44条 認知症患者の委託者	50
[図44] 認知症患者の委託者／51	
◎第45条 認知症発症後の対応	51
[図45] 認知症発症後の対応／52	
◎第46条 潜脱目的の信託の禁止	52
[図46] 潜脱目的の信託の禁止／52	
◎第47条 公序良俗違反の信託の禁止	53
[図47] 公序良俗違反の信託の禁止／53	
◎第48条 意思能力の偽装の禁止	53
[図48] 意思能力の偽装の禁止／54	
◎第49条 租税回避の信託の禁止	55
[図49] 租税回避の信託の禁止／55	
◎第50条 農地法規制潜脱の禁止	55
[図50] 農地法規制潜脱の禁止／55	
◎第51条 紛争性ある信託の支援の禁止	56

〔図51〕 紛争性ある信託の支援の禁止／56	
◎第52条 一部の親族の反対する信託の禁止……………	57
〔図52〕 一部の親族の反対する信託の禁止／57	
◎第53条 遺留分制度潜脱……………	57
〔図53〕 遺留分制度潜脱／58	
◎第54条 権限濫用の予防の助言……………	59
〔図54〕 権限濫用の予防の助言／59	
◎第55条 受託者と任意後見人の兼務……………	59
〔図55〕 受託者と任意後見人の兼務／60	
◎第56条 信託口座……………	61
〔図56〕 信託口座／61	
◎第57条 受託者に対する情報提供……………	62
〔図57〕 受託者に対する情報提供／62	
◎第58条 受託者に対するリスク説明……………	62
〔図58〕 受託者に対するリスク説明／63	
◎第59条 公正証書化の助言……………	64
〔図59〕 公正証書化の助言／64	
4 法令実務精通義務……………	68
◎第60条 法令実務精通義務としての自己学習の不可欠性……………	71
〔図60〕 法令実務精通義務としての自己学習の不可欠性／72	
◎第61条 不適法・不適切な信託組成の支援の禁止……………	72
〔図61〕 不適法・不適切な信託組成の支援の禁止／73	
◎第62条 受託者規律の維持に対する責任……………	73
〔図62〕 受託者規律の維持に対する責任／74	
◎第63条 遺産先取りの信託の（潜在的）紛争性……………	74
〔図63〕 遺産先取りの信託の（潜在的）紛争性／75	
◎第64条 権限濫用・財産流用を防止するしくみの不可欠性……………	75

目 次

[図64] 権限濫用・財産流用を防止するしくみの不可欠性／76

5 業務範囲と法的根拠……………77

 〈表〉 司法書士による民事信託支援業務の法的根拠／77

◎第65条 信託契約書作成に関する法的根拠……………79

 [図65] 信託契約書作成に関する法的根拠／80

◎第66条 信託組成相談の法的根拠……………80

 [図66] 信託組成相談の法的根拠／80

◎第67条 個別受任と包括受任……………81

 [図67] 個別受任と包括受任／81

6 不当な業務誘致（品位保持義務）……………82

◎第68条 故なき成年後見制度批判に基づく誤認誘導の禁止……………86

 [図68] 故なき成年後見制度批判に基づく誤認誘導の禁止／86

◎第69条 専門職後見人報酬を高額だと誤認させた業務誘致の禁止……………87

 [図69] 専門職後見人報酬を高額だと誤認させた業務誘致
 の禁止／87

7 業務提携と家族信託組成コンサルティングという用語
 の使用……………88

◎第70条 提携先の非弁性の有無の確認……………89

 [図70] 提携先の非弁性の有無の確認／89

◎第71条 信託ブローカー等との提携における確認……………90

 [図71] 信託ブローカー等との提携における確認／90

◎第72条 コンサルティング業務等に関する紹介料の禁止……………90

 [図72] コンサルティング業務等に関する紹介料の禁止／91

◎第73条 家族信託組成コンサルティングという用語の使用の抑制……………93

 [図73] 家族信託組成コンサルティングという用語の使用

の抑制／94

8 確認義務・説明義務	96
◎第74条 信託関係人等に関する確認	96
〔図74〕 信託関係人等に関する確認／96	
◎第75条 信託財産に関する確認	96
〔図75〕 信託財産に関する確認／97	
◎第76条 信託財産以外の財産に関する確認	97
〔図76〕 信託財産以外の財産に関する確認／98	
◎第77条 委託者の判断能力等に関する確認	98
〔図77〕 委託者の判断能力等に関する確認／99	
◎第78条 金銭信託の積立てに関する説明	99
〔図78〕 金銭信託の積立てに関する説明／99	
◎第79条 信託口座の利用に関する説明	100
〔図79〕 信託口座の利用に関する説明／100	
◎第80条 信託貸付に関する説明	101
〔図80〕 信託貸付に関する説明／101	
◎第81条 信託の変更・終了に関する説明	102
〔図81〕 信託の変更・終了に関する説明／103	
◎第82条 受益権・受益債権に関する説明	104
〔図82〕 受益権・受益債権に関する説明／104	
◎第83条 適正・適切な信託組成に関する説明	105
〔図83〕 適正・適切な信託組成に関する説明／105	
◎第84条 停止条件付信託の条件等に関する説明	106
〔図84〕 停止条件付信託の条件等に関する説明／106	
9 法律整序事務	108
◎第85条 法律整序事務としての信託の成立要件の確認	108

目 次

[図85]	信託の成立要件の確認／109	
◎第86条	法律整序事務としての利益相反性の確認……………	109
[図86]	利益相反性の確認／110	
◎第87条	法律整序事務としての信託条項の選択に関する説明……………	111
[図87]	信託条項の選択に関する説明／111	
◎第88条	法律整序事務としての当事者による信託条項の確認……………	112
[図88]	信託条項の確認／112	
◎第89条	法律整序事務としての信託財産の表明保証の確認……………	113
[図89]	信託財産の表明保証の確認／113	
◎第90条	法律整序事務としての当事者の表明保証の確認……………	114
[図90]	当事者の表明保証の確認／114	
◎第91条	法律整序事務としての受託者の誓約事項の確認……………	114
[図91]	受託者の誓約事項の確認／115	
◎第92条	法律整序事務としての信託の目的の確認……………	115
[図92]	信託の目的の確認／116	
◎第93条	法律整序事務としての受託者の権限の確認……………	117
[図93]	受託者の権限の確認／118	
◎第94条	法律整序事務としての信託の終了事由の確認……………	118
[図94]	信託の終了事由の確認／119	
◎第95条	法律整序事務としての信託の変更に関する規律の確認……………	120
[図95]	信託の変更に関する規律の確認／121	
◎第96条	法律整序事務としての委託者の地位の移転の要否等 の確認……………	121
[図96]	委託者の地位の移転の要否等の確認／122	
◎第97条	法律整序事務としての信託の清算方法の確認……………	123
[図97]	信託の清算方法の確認／124	

10 信託監督人・指図代理人	125
◎第98条 信託監督人の職務範囲・職務内容・監督方法・責任等の 明示	125
〔図98〕 信託監督人の職務範囲・職務内容・監督方法・責任等 の明示／126	
◎第99条 信託監督人の義務の内容の確認	126
〔図99〕 信託監督人の義務の内容の確認／127	
◎第100条 指図代理人の職務内容・責任の明示と法令遵守	128
〔図100〕 指図代理人の職務内容・責任の明示と法令遵守／129	
11 金融機関対応の支援	130
◎第101条 預金口座開設のための金融機関への同行等	130
〔図101〕 預金口座開設のための金融機関への同行等／131	
◎第102条 預金口座開設に関する情報収集および情報提供	131
〔図102〕 預金口座開設に関する情報収集および情報提供／132	
◎第103条 信託貸付（信託内融資）に関する情報収集および情報 提供	133
〔図103〕 信託貸付（信託内融資）に関する情報収集および情 報提供／134	
12 公正証書作成の補助	135
◎第104条 公正証書作成のための公証人面談の同席	135
〔図104〕 公正証書作成のための公証人面談の同席／136	
13 信託の登記	137
◎第105条 信託設定に基づく登記代理における確認義務および説 明義務	137

目 次

〔図105〕 信託設定に基づく登記代理における確認義務および説明義務／137	
◎第106条 信託目録に記録すべき情報の抽出・要約における専門家責任	138
〔図106〕 信託目録に記録すべき情報の抽出・要約における専門家責任／139	
14 委任契約書	140
◎第107条 民事信託支援業務に関する委任契約書の作成	140
〔図107〕 民事信託支援業務に関する委任契約書の作成／141	
15 信託開始後における受託者支援	142
◎第108条 受託者の信託事務遂行の支援業務の受任	142
〔図108〕 受託者の信託事務遂行の支援業務の受任／143	
◎第109条 受託者の信託事務遂行の結果の確認	144
〔図109〕 受託者の信託事務遂行の結果の確認／145	
◎第110条 信託事務の一部に関しての第三者委託の受任	145
〔図110〕 信託事務の一部に関しての第三者委託の受任／146	
◎第111条 信託期中における信託変更に対する支援	146
〔図111〕 信託期中における信託変更に対する支援／147	
◎第112条 信託期中における受託者変更に対する支援	147
〔図112〕 信託期中における受託者変更に対する支援／148	
◎第113条 信託期中における受益者変更に対する支援	149
〔図113〕 信託期中における受益者変更に対する支援／150	
◎第114条 受託者の信託財産の売却処分等に対する支援	150
〔図114〕 受託者の信託財産の売却処分等に対する支援／151	
16 信託終了後の清算における清算受託者支援	152

◎第115条 信託終了に伴う清算受託者支援	152
〔図115〕 信託終了に伴う清算受託者支援／152	
◎第116条 信託清算の結了に関する清算受託者支援	153
〔図116〕 信託清算の結了に関する清算受託者支援／153	

第3章 家族信託をめぐる裁判例の整理

1 はじめに	156
2 親族紛争と信託のしくみの交錯	157
3 東京地判平成30・9・12に学ぶ	159
(1) 判示の内容	159
(2) 本判決の事実認定	163
〔図117〕 事案の概要（東京地判平成30・9・12）／166	
(3) 本判決の信託契約の内容	171
(4) 本判決の原告（遺留分権者）からの主張	180
(5) エクイティとしての信託の意味	182
(6) 私法の基本法の一つとしての信託法と私法秩序との整合性	183
(7) 佐久間毅教授の警告	184
(8) 本判決の整理と復習	185
Q1 信託組成に至る経緯／185	
Q2 遺留分減殺請求に至る経緯／189	
Q3 違法行為の助長の禁止／191	
Q4 司法書士会への要望／193	

目 次

Q5	司法書士の関与形態／195
Q6	民法上の遺留分制度／196
Q7	改正前民法における遺留分減殺請求の枠組み／197
Q8	民法改正による遺留分制度の変更／198
Q9	遺留分に関する論点／199
Q10	遺留分潜脱の意図／200
Q11	遺留分に関して判断されなかった論点／201
Q12	信託と遺留分／202
Q13	遺留分減殺請求と遺留分侵害額請求／204
Q14	遺留分侵害額請求の相手方／207
Q15	遺留分侵害額請求における受益権の評価／208
4	東京地判平成30・10・23に学ぶ…………… 210
(1)	判示の内容…………… 210
(2)	本判決の事実認定…………… 214
	〔図118〕 事案の概要（東京地判平成30・10・23）／215
(3)	定型書式の無自覚な利用の危険性…………… 217
(4)	高齢の委託者による理解と納得…………… 217
(5)	親族関係の事情変更・信頼性喪失…………… 218
(6)	高齢者の「幸福」とは何か…………… 219
(7)	民事信託支援業務の報酬…………… 221
(8)	司法書士の民事信託支援業務に対する注目と批判…………… 235
(9)	親族間における事情変更（受託者に対する信頼性喪失）…………… 236
(10)	本判決の整理と復習…………… 237
Q1	信託の目的と受託者の権利義務／237
Q2	信託の終了事由と残余財産の帰属権利者／239
Q3	親子間の家族信託の特徴／240
Q4	受益者・受託者の合意終了／241

Q5	生前の信託終了と帰属権利者の定め／242	
Q6	抽象的な信託の目的の定め／243	
Q7	信託法実務の専門家および信託法学者からの評価／244	
Q8	司法書士の双方受任の可否／246	
5	東京地判令和 2・12・24 に学ぶ	249
(1)	判示の内容	249
(2)	本判決の事実認定	252
	[図119] 事案の概要（東京地判令和 2・12・24）／253	
(3)	本判決の信託のしくみ	254
(4)	司法書士の関与形態	255
(5)	財産管理業務一般の問題	258
(6)	信託組成支援者の職務範囲と利益相反	259
(7)	高齢者の「幸福な生活」とは何か	259

第 4 章 東京地判令和 3・9・17 にみる 民事信託支援業務と 5 号相談

1	はじめに	262
2	東京地判令和 3・9・17 に学ぶ	263
(1)	判示の内容	263
(2)	情報の調査・収集義務	274
3	本判決の事案の概要	275
(1)	組成支援された信託の内容	275

[図120] 事案の概要（東京地判令和3・9・17）／278

- (2) 組成支援者たる司法書士…………… 279
- (3) 組成支援の報酬・費用等…………… 280
- (4) 組成支援者への損害賠償請求…………… 280
- (5) 家族信託の組成支援に関する不法行為…………… 282
- (6) 受任に先立つ義務の存在——相談に関する責任…………… 283
- (7) 情報提供義務の前提としての情報収集義務——その範囲と
程度…………… 284
- (8) 専門家として「自称」の法的効果…………… 285

4 本判決の積極的意義…………… 290

- (1) 司法書士の民事信託支援業務の認知…………… 290
- (2) 司法書士の業務範囲に関する判示に対する疑問…………… 291
- (3) 5号相談の内容に関する判示の意義…………… 292

5 本判決と司法書士の相談業務…………… 295

- (1) 5号相談の枠組みと範囲…………… 295
- (2) 5号相談と法律判断…………… 296
- (3) 司法書士の相談業務とコンサルタント業務の分別に関する
注意勧告…………… 298
- (4) 司法書士の情報提供義務の内包…………… 301
- (5) 民事信託をめぐる常識・水準の急速な変化…………… 302
- (6) リスク説明義務の射程…………… 303
- (7) 金森健一弁護士のコラムに対するコメント…………… 308

6 本判決と信託口座…………… 312

- (1) 信託口座に関する情報提供義務…………… 312
- (2) 信託口座の概念…………… 313

(3) 金融機関に対するアドバイザー業務に求められる助言義務……………	315
(4) 差押えの識別不能問題の経緯……………	316
(5) 信託の倒産隔離とは何か……………	317
(6) 倒産隔離のための救済方法……………	318
(7) 委託者兼受益者が認知症となった場合はどうなるのか……………	319
7 本判決の請求原因……………	325
(1) 契約締結前における専門家の不法行為責任……………	325
(2) 債務不履行構成と不法行為構成……………	326
8 民事信託支援業務の普及と展開……………	328
(1) 本判決にみる裁判所の評価……………	328
(2) 福祉型信託への軌跡……………	329
(3) 日司連の民事信託研究部門設置の経緯……………	331
(4) 埼玉訴訟と福祉型信託……………	332
(5) 民事信託は司法書士の十八番芸なのか……………	332
(6) 民事信託支援業務の実務方法の提案に関する公刊物……………	333
(7) 民事信託支援業務に向けてのマイルストーン……………	336
(8) 司法書士による民事信託の実務化のためのシンポジウム活動……………	339
(9) 司法書士による民事信託支援業務に関する公刊物……………	340

第5章 民事信託支援業務に関する 懲戒事例と懲戒規範

1 はじめに……………	346
(1) 民事信託支援業務の通常業務化……………	346

目 次

(2) 苦情・紛争の増加	346
(3) 具体的な懲戒規範の知られ方	347
(4) 懲戒事例の徹底的な分析の必要性——視点の変化	347
2 本懲戒事例の事案の概要	349
[図121] 事案の概要（平成27・1・29広島法務局長懲戒事例）	351
3 本懲戒事例を読み解くポイント	353
(1) 事実認定	353
(2) 処分の理由	357
(3) 懲戒規範としての違法行為の射程	358
(4) 信託それ自体の違法と司法書士業務の適法性	360
(5) そのほかの懲戒規範の想定	361
(6) 民事信託支援業務の特質と懲戒規範	361
4 今後想定される懲戒規範	364
Q1 懲戒事例のこれまで	371
Q2 懲戒事例のこれから	373
Q3 確認義務	375
Q4 信託条項に関する確認	376
Q5 信託契約書の内容の違法	378
Q6 依頼者ごとの助言・支援の方向性	379
Q7 相続財産の囲い込みや遺産の先取り	380
Q8 委託者の意思・真意の確認	381
Q9 リベート・キックバック	381
Q10 登記の留保	382
Q11 清算受託者への就任	382
Q12 業務誘致	383

- Q13 受託者法人の代表理事への就任／383
- Q14 受益者代理人への就任／383
- Q15 不完全な信託登記／384
- Q16 過剰な報酬／384
- Q17 不完全な信託契約／385
- Q18 不十分な信託期中の支援／385
- Q19 信託監督人への就任／386
- Q20 信託口座の開設／387
- Q21 金融機関への情報提供／387
- Q22 誤情報の提供／388
- Q23 紛争性の有無／388
- Q24 書類の作成・説明・交付／389
- Q25 懲戒請求／389

第6章 民事信託支援業務の 法的根拠論

- 1 はじめに…………… 392
 - (1) 法律家の存在証明としての激しい論争…………… 392
 - (2) ガイドライン協議に学ぶ…………… 392
- 2 グレーゾーン解消制度の回答の衝撃…………… 394
 - (1) AIによる契約書審査サービス…………… 394
 - (2) 信託契約書の審査（チェック）や作成のリスク…………… 396
 - (3) 協議離婚書案の雛型表示サービス…………… 397
 - (4) 「法務省＝事件性必要説」の根拠——黒川課長回答…………… 398

目 次

(5) 法的根拠を欲する理由——弁護士法72条に対する防御として……	399
(6) 司法書士業務の法的根拠論の永続性……	400
(7) 規則31条に対する司法書士法の立案担当者の見解……	402
(8) 使命規定の構造……	403
(9) 信託契約書作成業務を規則31条1号にあてはめた場合の リスク……	404
(10) 受託者のための信託契約書作成なのか……	405
(11) 信託契約書作成は誰でもできる業務なのか……	407
(12) どうして民事信託支援業務に対する法3条の適用が嫌われる のか……	408
(13) 法3条1項2号の射程・外延……	410
(14) 法律事務という概念の性質……	412
(15) 権利義務に関する文書作成は誰でもできるのか……	413
3 法3条業務の議論の射程……	414
(1) 法3条業務の枠組みとその限界……	414
(2) 書類作成業務と代理業務との区別……	415
(3) 鑑定（法律判断）の可否という重大問題……	416
(4) 鑑定（法律判断）の問題は避けて通れない……	416
(5) 「非弁の誇り」という問題は絵空事ではない……	420
Q1 弁護士法72条違反／420	
Q2 弁護士法72条の事件性不要説／422	
Q3 弁護士法違反が認定されなかった裁判例①／425	
Q4 弁護士法違反が認定されなかった裁判例②／425	
Q5 弁護士法違反が認定された裁判例①／428	
Q6 弁護士法違反が認定された裁判例②／429	
Q7 弁護士法違反が認定された裁判例③／430	
Q8 弁護士法違反が認定された裁判例④／432	

- Q9 弁護士法違反が認定された裁判例⑤／433
- Q10 弁護士法違反が認定された裁判例⑥／434
- Q11 弁護士法違反が認定された裁判例⑦／436
- Q12 弁護士法違反が認定された裁判例⑧／437

第7章 民事信託支援業務と 司法書士の使命

1	はじめに	440
	(1) 私人間の法律関係へのかかわり	440
	(2) 信託法の解釈を通じた法律家性の深化	440
	(3) 信託条項の生成現場に立ち会う	441
2	家族信託業務の課題	443
	(1) 家族信託業務を社会問題化させないために	443
	(2) 司法書士会が研究してきた家族信託	446
	(3) コンサルティング業務に未来はあるか	448
	(4) 信託関係に対する実体関与の構造	449
3	民事信託支援業務の永続化に向けて	456
	(1) 使命規定における法律事務の構造	456
	(2) 法務省民事局の見方はどうなのか	456
	(3) 佐久間毅教授の警告再び	457
	(4) 立案担当者・信託法学者・弁護士の見解	460
	(5) 弁護士法72条の神学論争への深入りは避けたい	462
	(6) 法律文書の作成権限	463

目 次

(7) 信託契約書作成業務の適法性	465
(8) 信託法万能論と規則31条万能論の思考の枠組み	469
(9) 司法書士法改正運動は可能なのか	469
(10) 支援型の適正な法3条業務として	471
(11) 永続化に向けての「希望」は何か	472
(12) 新井誠教授と司法書士	475

・ 事項索引／486

・ 著者紹介／488

▷ 寄 稿 ◁

- ・ 「なんちゃって口座の活用に期待したい」という浅薄な声！／
遠藤英嗣 65
- ・ 東京地判令和3・9・17で考えさせられる民事信託支援業務の
あり方／遠藤英嗣 288
- ・ 委任契約書の締結と民事信託支援業務の法的根拠論——民事信託
（設定）支援業務の委任契約書①／金森健一 304
- ・ 「信託口座」の開設サポートなる業務は、はたして実現可能な
業務なのか——民事信託（設定）支援業務の委任契約書②／
金森健一 320
- ・ あとがき（新信託法施行当時の日司連の動きと、民事信託への
想い）／佐藤純通 478